

平成三十年三月一日提出  
質問第一〇七号

## 偽造国際免許証によるレンタカー利用に関する質問主意書

提出者 大西健介

## 偽造国際免許証によるレンタカー利用に関する質問主意書

昨今、訪日外国人旅行者の増加により、日本国内で外国人が運転するレンタカーによる事故が増えている。

このような中で、ジュネーブ条約に加入していない中国は国際免許証を発行できないはずだが、中国人観光客がフィリピンの運転免許証と国際免許証を提示して、レンタカーを借りる事例が報告されている。

一方で、インターネット上には、中国人を対象に国際免許証の取得を代行する業者の情報が多数載せられており、フィリピンに行ったことがなく、フィリピン国内に住所がなくても国際免許証を発行してもらえないことになっている。さらに、こうして発行されたフィリピンの運転免許証及び国際免許証は偽造であることも報告されている。

以上のような状況を踏まえて

- 一 一年間の訪日外国人旅行者によるレンタカーでの事故の件数及びそのうち中国人の割合如何。
- 二 ジュネーブ条約に加入しておらず、国際免許証を取得できないはずの中国人観光客が国際免許証でレンタカーを借りている実態を政府は把握しているか。仮に把握していない場合は、把握すべきではないか。

三 中国人観光客が携行しているフィリピンの運転免許証及び国際免許証が偽造されているケースがあることを政府は承知しているか。

四 中国人向けに偽造国際免許証の取得を代行する業者が横行している可能性があるとするれば、事故を防ぎ、国民の命と安全を守るために、外国人の無免許運転の取り締まりの強化やレンタカー事業者への注意喚起など政府として対策を講じるべきではないか。

右質問する。